

議案第19号

損害賠償額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

- 1 損害賠償の額
金、94,600円
- 2 損害賠償の相手方
宇治市在住者

提案理由

令和3年(2021年)10月26日午後3時頃、城陽市立南城陽中学校グラウンドにおいて、体育(ソフトボール)の授業中、生徒の打ったボールがグラウンド端のフェンスを越え、校内に駐車中であった、教諭所有の自動車の前方左側タイヤ付近の塗装を破損した事故について、学校管理者である市が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項の規定に基づいて、損害賠償額金94,600円を支払い、示談としたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法(抜粋)

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)～(15) 略

② 略

国家賠償法(抜粋)

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 略

参考資料

1 事故の概要

令和3年(2021年)10月26日午後3時頃、城陽市立南城陽中学校グラウンドにおいて、2年生の体育の授業中、ソフトボールのノック練習をグループに分かれて行っていたところ、生徒の打ったボールがグラウンド端のフェンスを越え、校内に駐車中であった、教諭所有の自動車の前方左側タイヤ付近の塗装を破損した。

2 事故後の対応

市で加入する全国市長会学校災害賠償補償保険で対応できるか確認を行った結果、対応可能である旨の回答を得た。

3 損害の状況

車両前方左側のタイヤ付近の塗装破損。

修理費用15,400円、代車費用79,200円。

4 相手方との示談経過等

全国市長会学校災害賠償補償保険の代理店を通じ、車両の損害額の査定を行い、車両の修理を実施、12月21日に示談成立の報告を受けた。

5 現場位置図

